

奈良県地域生活定着支援事業 業務委託仕様書

1 事業の名称

奈良県地域生活定着支援事業

2 事業の目的

「奈良県地域生活定着支援センター」を設置し、高齢であり、又は障害を有するため、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束が解かれた後、自立した生活を営むことが困難と認められる者（以下「支援対象者」という。）に対して、身体の拘束が解かれた後直ちに福祉サービス等を利用できるようにする等、保護観察所等の関係機関と協働・連携して、支援対象者が地域の中で自立した日常生活及び社会生活を営めるよう支援することを目的とする。

3 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4 業務内容

(1) センターの設置

県内にセンターを 1 箇所設置し、名称は「奈良県地域生活定着支援センター」とする。

(2) 対象者

次に掲げる者で高齢（おおむね 65 歳以上）であり、又は障害を有するために、福祉的な支援を必要とする者。

- ① 矯正施設退所予定者及び退所者。
- ② 身体を拘束された被疑者又は被告人。
- ③ 更生緊急保護の対象となる者のうち、検察官が直ちに訴追を必要としないと認められた者、罰金又は科料の言渡しを受けた者、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者
- ④ その他、センターが必要と認める者。

(3) センターの業務内容

センターは、次に掲げる業務を保護観察所、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所又は少年院をいう。以下同じ。）、留置施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体及びその他関係機関と連携して行うものとする。

なお、各業務の詳細については、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成 21 年 5 月 27 日付け社援総発第 0527001 号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）の「第 4 業務の実施細目」に定めるとおりとする。

① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入事業所等のあっせん又は福祉サービス

等に係る申請支援等を行うこと。

② フォローアップ業務

上記のあっせんにより、矯正施設から退所した後、福祉サービス等を利用している支援対象者に関して、受入事業所等に対して必要な助言を行うこと。

③ 被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑事収容施設に身体を拘束されている被疑者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、福祉サービス等の利用調整を行うこと、及び釈放後、必要な援助等を継続的に行うこと。

また、この業務においては、弁護士による気付き等を生かし、支援につなげられるようにするため、弁護士会等を含めた関係機関と協議をし、支援体制の構築を図り、同業務を実施すること。

④ 相談支援業務

高齢又は障害のある犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とする者とする者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと。

⑤ 関係機関等の連携及び地域における支援ネットワークの構築業務

保護観察所、矯正施設、留置施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体及びその他関係機関と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、地域の支援ネットワーク構築のため、次のア～ウのいずれかの内容について、県全域及び地域（一又は複数の事業所等）それぞれを対象に、1回以上開催すること。

ア 地域社会の支援への理解を促進し、円滑な調整・支援及び地域生活への定着に資することを目的に行う地域の支援関係者を交えた事例を基にした支援検討会

イ 地域の福祉資源を広く的確に把握して支援協力者の確保を図るとともに、本事業への理解を深めることで円滑な地域移行につなげるため、地域の事業所等を巡回訪問する取組

ウ 支援対象者の受入事業所等（今後受入予定も含む。）に対し、支援対象者への福祉支援のノウハウを広く共有することを目的に行う研修

⑥ その他上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

(4) センターの体制

① 職員の配置

センターの職員（以下「職員」という。）は、常勤4名以上及び非常勤2名以上を配置することとし、うち常勤職員については、社会福祉士(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第1項)又は精神保健福祉士(精神保健福祉士法第2条)の資格を有する者を1名以上配置するものとする。

② センターの長

センターを運営する者は、常勤職員の中から1名をセンターの長として指名するものとする。センターの長は、センターにおける業務を統括するほか、センターの運営及び業務の全般を円滑かつ適正に行うために必要な関係機関等との連絡調整に当たるものとする。

③ 開所日等

センターの開所日は、原則として、週5日以上とする。開所時間は、一日当たり8時間、週40時間を目安とする。

(5) 業務遂行上の原則

- ① 支援対象者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重するものとする。
- ② 支援対象者に対する支援は、本人の心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行うものとする。
- ③ 業務の遂行に当たっては、支援対象者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、その心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮するものとする。
- ④ 犯罪歴、非行歴等の情報は、その性質上、厳に慎重に取り扱わなければならないものであることに鑑み、業務の遂行に当たっては、支援対象者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
また、他の機関等に支援対象者又はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。
- ⑤ 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- ⑥ 本事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保するとともに、既存の福祉サービス等との一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施を行うものとする。

(6) センターの管理及び運営

- ① 次に掲げる事項の運営規程を定めるものとする。
 - ア 業務の目的及び運営の方針
 - イ 職員の職種、員数及び職務の内容
 - ウ 開所日及び執務時間
 - エ 業務に係る個人情報の取扱い
 - オ その他運営に関する重要事項
- ② 職員に対し、その身分を証する書類を発行し、職員がその業務を行うときは、職員に同身分証を携行させ、必要に応じて、関係機関の職員等に対して、これを提示させるものとする。
- ③ 職員の資質の向上のため、保護観察所、矯正施設及び福祉関係機関等、関係する機関の協力を求め、必要に応じて、職員に対する研修を行い、また国及び関係団体が行う研修を受講させるものとする。
- ④ 業務を行うために必要な広さの専用区画を設けるほか、必要な設備及び備品等を

配備するものとする。

- ⑤ 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、センターの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- ⑥ 支援対象者又はその親族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じるものとする。
- ⑦ 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。
- ⑧ 支援業務に関する記録は対象者ごとに整備し、当該支援業務を終了した日から5年間保存するものとする。

(7) 業務の報告等

- ① 受託事業者は、契約締結後、毎月、委託業務の実施状況及び実施体制を書面により、県に報告するものとする。
- ② 受託事業者は、委託業務の完了後、業務完了報告書（実施状況、実施体制及び支出内訳）を作成し、県に提出すること。

5 留意事項

- ① 受託事業者は、業務開始前に前年度の受託事業者から業務の引継ぎを受けること。また、本業務に係る契約の終了後、他者に業務を引き継ぐ場合は、支援対象者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継ぎに努め、引継ぎを行った結果については、書面で県に報告すること。
- ② 受託事業者は、業務遂行中に知り得た情報及び付随する情報を他に漏らし、又は他の目的のために利用してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。業務が終了した後についても同様とする。
- ③ 業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、受託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のもと、承認を受けた受託業務の一部を委託することができる。なお、受託事業者は再委託した第三者の行為について県に対して全ての責任を負うものとする。
- ④ 受託事業者は、業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。
- ⑤ 別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項については、受託事業者と県が双方協議して定めるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。